

Title	常州真壁郡大国玉村百姓騒動 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.12 (1936. 12) ,p.1861(141)- 1868(148)
JaLC DOI	10.14991/001.19361201-0141
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361201-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

常州眞壁郡大國玉村百姓騒動

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

地頭と村役人と小前百姓との關係は動もすれば圓滑を缺くことが多い。徳川時代の農民騒動にはこの間の意思が阻隔されることに基因するものが少なくない。そして地頭と村役人とが大體におゐて一致し、小前百姓が迫害される場合が多いやうである。今こゝに紹介せんとする常陸國眞壁郡大國玉村に起つた騒動もその一つであらう。この事件は私がかつて本誌に紹介した上總國三ツ作村のそれと甚だ類似したものである。

三ツ作村の分は資料が豊富であり、事件の顛末を十分に明かにすることが出来たが、大國玉村の分は資料が頗る不十分故、詳細に知ることが出来ず、多少推測を用ふる必要がある。唯三ツ作村の分は主として百姓側の訴狀であつたのに對し、この分は地頭が幕府の奉行所に呈した訴狀である。それだけ事件の眞相は歪曲されてゐる恐れは多いが、前者と比較して一つの興味を有ち得る。

大國玉村は今の大國村の主たる部分を形成する。延喜式内神社である大國玉神社の鎮座するためにその名がある。地頭は旗下多賀氏である。事件の起つた嘉永七年——十一月二十七日に改元して安政元年——には御小納戸勤役中であつた當主外記が七月に病死した。

この前後に百姓達は名主勝右衛門及び割元清左衛門を不正の處置ありとして屢々訴訟したらしい。しかし地頭の方は養子三十郎の跡目相續が未決のために、願書を却下した。如何なる不正があつたのか全然不明ではあるが、割元名主等を訴へてゐる點から見ても、恐らく年貢の割附について不平があつたのであらう。

九月五日、三十郎は跡式を相違なく賜つた。そこで先例通り名主勝右衛門及び清左衛門を以つて祝儀を申出ようとしたが、百姓達はその下知につくことを拒み、かつ年貢割にもその指圖を拒んだ。

百姓惣代惣左衛門と組頭清八が上京して、村役人の不正を訴へ、年貢直納を申出た。これが新しき當主への二度目の訴訟である。

地頭側では本家多賀兵庫之助に相談した。本家は築地鑑炮洲に邸がある三千石餘の旗下である。同年には御持筒頭を勤役してゐた。その邸に呼寄せて、未だ相續したばかりであるから年貢は先例に従へ、又名主等の不正は追つて吟味させるからと云ふので承知させ、請書を出させた。この請書は恐らく強制的なものであつたらう。

地頭が自身の邸で調べずに、本家の手を借りたのは如何なる理由か解らない。三ツ作村の場合には百姓の方で地頭に見切をつけ、本家に訴へたのであつた。この場合も同様であつたかも知れない。さもなければ當主三十郎が先代の養子であるから、本家とさらに密接な肉親的關係があつたのかも知れない。あるひは二千石の本家の威光を借りたのかも知れない。その場合には一層その請書は事實上強制的なものとならざるを得ない。何れにしても地頭側のこの優長な遷延策は百姓の満足し得ざるところであつた。常に理由のない糊塗的手段が地頭と百姓とを阻隔する——そして騒動を惹起する原因となる。歸村後惣代達が如何なる報告をなしたか解らぬが、兎に角名主の下知に従はない。

その上、定使作右衛門の役を「勝手に」取上げた。こゝで一寸定使のことについて一言して置かう。郵便制度のない當時におゐて、種々なる觸書等の傳達に定使を村全體の費用で僱つて置いた。「定使申付置い」と云ふのは名主が村を代表して僱ふからであらう。従つて動もすれば名主の利益を計るから、百姓が彼等の通信を外者に傳達させ、定使の費用割を拒絶したのであらう。しかし觸書等は名主の手を経て傳達される筈であるから、百姓は定使の傳達を拒絶することより外に何もし得ない筈である。定使の役は村全體で僱ふのだから、百姓達が拒否すれば、その役を取上げたことにもならうが、事實は名主が雇入れるのだから、百姓が勝手にこれを取上げたと云ふのは少し解り兼ねる。

九月二十六日、百姓側は組頭清八、義兵衛、百姓惣代惣左衛門、義内の四人を出府さて、名主等の不正を訴へさせた。これが三度目の訴訟である。地頭側の態度は依然として變らない。百姓達は不正取調中の年貢納附は右四人に依つて取計ひたいと希望したが、拒否された。そして取調中邸附近の西久保新下谷町の上州屋に止宿を命ぜられた。多賀の邸は文政度には「虎御門外西久保通」とあるが、嘉永七年の武鑑には「あさぶ市兵衛丁」とある。何れにしても上州屋とは多少の關係があつたと思はれる。

十月四日、百姓惣代達は上州屋を出奔して、木挽町の松川屋に移つた。地頭の容易に許容せざることを知つた彼等はこの越訴を企てんと決心したのであつた。その實行には地頭の指定宿たる上州屋に居ては不便であつたのであらう。地頭の願書には「支配向にも強訴致し」とあるが、これは所謂強訴ではあるまい。支配向と云ふのは多賀三十郎の所屬する小笠原彌八郎に訴へ出たのであらう。

小笠原彌八郎は長儀、四千五百石の旗下、邸は「はま丁」とある。

この場合も恐らく三ツ作村の場合と同じく、説諭されて、地頭に引渡されたものであらう。そして地頭からは例の如く不正は追つて取調べてやるから證據を提出せよと命ぜられた。しかし今度は地頭が多少讓歩した。即ち年貢收納については名主格の組頭である徳左衛門なる者に取計はせる。かつ收納米貳百貳拾五俵の内貳拾五俵を宥免した。四人の者は例の如く請書を出し歸村した。

然るにこの讓歩は何等の効果をも奏せず、却つて事態を悪化せしめたらしい。農民の要求せるところが何處にあつたか明白ではないが、地頭側が減免した點等から見ると、單に名主の不正のみならず、貢租の減額をも要求したのではないかと推測される。この一村の騒動に際會して地頭は直ちに幕府に吟味願を出した。それが嘉永七年の十一月であつた。この年は前述の如く十一月二十七日に安政と改元してゐるから、二十七日以前のことであつたらう。

事面倒と見るや、直ちに幕府の救解を求むる旗下地頭の無力には驚くべきものがある。殊に當時幕府は内外多事であつた。ペリイが米艦六隻を率ゐて再度浦賀に來たり、幕府に決答を迫つたのは、この年の正月十六日であつた。幕府が餘儀なく神奈川條約を結んだのが三月三日である。他方十二月二十二日には毀鐘鑄砲の太政官符が出てゐる。それ等多事の故ではあるまいが、幕府は推測だけで吟味を願ふべきでないとして取上げなかつた。

地頭は止むを得ず十二月になつて、名主側と百姓側とを呼び出して取調べたが、月末になり、一度歸村させ、翌春再び取調べを行なつた。その結果名主側に不正なしと判決し、年貢諸夫錢等從來の如く納入せよと命じ、百姓の代表者に請書を出させた。

二月二十三日、地頭は家來伊東、猪野の兩名を派遣したが、百姓は貢租を納めず、徒黨して騒ぎ始めた。殊に隣村の他の知行所の百姓まで参加したと云ふのは注意すべき點であるが、その参加の理由は解らない。單なる同情と

も思はれない。そこで百姓兩三名を捕へ、足輕に番をさせて置いたところ、百姓が來襲して、却つて足輕を捕へ連行してしまつた。かく不穩になつたので三月十三日再び奉行所に願出た。その兩度の願書全文は次ぎの如くである。

「知行所之者共御吟味願

私拜領高五百石、常州眞壁郡大國玉村壹ヶ村知行仕、然ル所養父多賀外記、御小納戸勤役中、當七月病死仕、間、其段村方末迄、物靜可致旨相達し置、當七月、名主割元清左衛門、勝右衛門相手取、右兩人不正之取、斗而已なら、調達納金等成行方相立不申、村方一同難澁仕、度々諸願書等差出、私義忌中ニ罷在、其上跡式未被仰付、追々沙汰致、諸願差扣、様申渡、願書差戻し申、同九月五日養父跡式無相違私に被下置、付、其段知行所に申遣、就、組頭并惣百姓共、名主勝右衛門并清左衛門を以、先格之通り祝義申出、付、名主共下知請不申、祝義申出度旨、是、一圓相請不申、且又當年收納金不作之趣、付、内定免貳百貳拾五俵相納、兼、申遣、是、以、名主割元差圖一切請可申、右勝右衛門、清左衛門、居申出、其内百姓惣惣代惣左衛門、組頭清八罷出、名主不正之取、斗方御座、當年收納方等、都、組頭ヲ以、直納致し度段申出、且、右割元名主不正之廉有之、共、昨今跡目被下置、砌之義、先以前規仕來之通、村役人ヲ以、差出可申、且、又、名主割元不正之義も有之、其次第改申立、追々取調吟味可遣段、家元多賀兵庫之助に相談之上、同、人方ニ、利解申、心得違、先格之通、村役人ヲ以、都、家督祝義并收納方等可仕旨、請書差出、間、歸村申付、右、名主勝右衛門に其趣申達、百姓惣惣兵衛申者、右、偽下知杯申、定使申付置、作右衛門之役ヲ勝手ニ取上、割元、名主并ニ組頭四郎左衛門、居申出、同、月廿六日、組頭清八、義兵衛、百姓惣惣代惣左衛門、義内、右四人之者共、名主勝右衛門、割元清左衛門兩人非分有之旨、訴狀差出

御間、追々取調可差遣、尤收納等之義、先日申違ひ通、早々相納の様申付候處、訴狀取調中、右四人之もの共ニ
お惣支配致度段申出候得共、其段を承り届兼、取調中、西久保新下谷町、上州屋源助方以下宿申付置候處、十
月四日、右宿出奔仕候段届申出候間、早速尋之義申渡置候處、支配向に淺強訴致し、其内木挽町松川屋藤兵衛方
ニ罷居候趣承り候ニ付、同所ニ呼出差遣ス候處、右四人之者召連罷出候間、調中越訴致候段ふ埒之趣、猶又利解
申聞候處、違ひ詫入候間承り届、且割元、名主、清左衛門、勝右衛門不正之義有之趣申立候ニ付、追々取調
可致ニ付、不正之廉ニ證據等可差出、收納之義も、右兩人に相納兼候ハ、組頭ニ名主格申付置候德左衛門に
可相納旨申渡候處、一々承伏仕候段、請書差出候ニ付、四人之者共ニ歸村申付、猶收納方貳百貳拾五俵之内、貳
拾五俵有免致し、米貳百俵收納可致、右も德左衛門取斗候様、同人に相違候、然ル處右四人之者共歸村仕候後、
前書之通請書差出乍置、德左衛門に違ひ義共、一々偽之旨申觸、平穩ニ罷在候小前之者共ヲも、爲騷立候而已な
らば、組頭共一存ニある檢見等致、其上不法亂妨ニ及び、小前之者共を中進メ、收納等之義下知ニ應不申候段、村
役人共も届申出候間、早速家來差遣ス爲取調可申替之處、右様不法之者共之義、此上徒黨等仕、何様騷立候哉も
難斗、何分手限り之取調行届兼候間、何卒右一條於奉行所、夫々御呼出シ之上、御吟味被成下、收納等相納、村
方穩ニ納り候様仕度奉願候、以上

嘉永七寅年十一月 日

多賀三十郎印

前書之通去ル寅年十一月奉願候處、猶又家來差遣ス取調候共、呼出吟味致し候共、何共共手を掛、其上我意申立、
地頭吟味相拒ミ候ハ、格別、見越迄之義ヲ以、容易ニ吟味可奉願筋も無之旨ニある、御下ケニ相成候間、同十二月
中、割元名主、清左衛門、勝右衛門、相手方組頭義兵衛、百姓惣代義内、小前百姓惣兵衛、助左衛門、右五人之

者共呼出、手元調中、月迫ニ及候ニ付、一先歸村申付、尤當春前書名前之者共、并名主勝右衛門呼出、諸勘定向
双方立合、算用爲致候處、割元名主共不正之廉無之、勘定等相分り候ニ付、年貢諸夫錢仕來之通可相納段、義内、
義兵衛兩人請書差出候間、收納爲取立、家來伊東騷左衛門、猪壱丈右衛門、當二月廿三日、知行所に差遣、收納
并納方申渡候處、小前之者共之内猶又不法之義申張、收納向一切差出不申、相騷、稻葉昇太郎、遠山季之助知行
所百姓共迄相加り、徒黨致し、不法集會相催、彼是申付ヲ相拒候ニ付、小前之内、久左衛門、久兵衛、金吾、右
三人糾明申付置、右場所に足輕共爲見廻候處、徒黨人共相集り、右足輕ヲ打擲致し、手疵爲負、無躰ニ連行候趣、
右落著未相分候得共、右様無法之義而已致し、甚敷亂妨ニある、此上出役之者共之取斗不行届、就るも早速歸府
可仕候處、引取候ハ、此上何様之亂妨ニ及可申哉、且右足輕共始末取斗淺有之候趣、組頭四郎左衛門ヲ以、
出役家來共申越、其上地頭年貢も不及申、去七月中御新田御年貢、奥州道中氏家宿代助郷井ニ川ニ御普請、
國役金等、都る差出不申、名主共も追々立替上納致置候得共、永々行届不申、殊ニ相騷百姓入交り、徒黨亂妨ニ
及候義、此上手限之吟味行届不申候間、何卒於奉行所夫々呼出、急速御吟味被成下候様奉願候、以上

小普請組

小笠原彌八郎支配

多賀三十郎印

安政二卯年三月十三日

この願書が受納されたか如何かは不明であるが、恐らく奉行所におゐて裁決することになつたのであらう。それ
は百姓に捕へられてゐる足輕が逃げ歸つて來た届書が地頭から六月十四日に提出されてゐる。それに「此度義兵衛、
清八、右兩人歸村之上云々」とあるのを見ると、この二人が百姓側の代表者として奉行所に召喚されてゐたのであ

らう。そして何等かの必要で一度歸村を命ぜられたのではあるまいか。届書の全文は次の如くである。

私家來

足 輕 藤 吉

右々兼奉願置い私知行所、常州眞壁郡大國玉村百姓騒立、收納向ヲ相拒ミ、差出不申イニ付、爲取立、伊東騷左衛門、猪ノ丈右衛門差遣ス、其節召連い足輕藤吉ヲ小前之もの共宅ニ連行置い處、此度義兵衛、清八、右兩人歸村之上、何様ニ可仕イ哉、藤吉義存生ニ有之いゝも不宜い間、打殺い杯風聞有之承り、殊之外驚、右地ニ罷在いゝも、存生難斗旨ニゝ、右被押置い惣兵衛宅ヲ逃去、一昨十二日歸府仕い、依之此段御届申上い、以上、

小普請組

小笠原彌八郎支配

卯六月十四日

多賀三十郎印

以上の如く資料も不十分であるがために、この騒動の結末も明かでなく、又騒動の全貌を窺ふことさへも困難である。しかし三ツ作村の例から見ても、恐らくこの場合も何等かの妥協に到達したのではなからうか。しかしそれは決して百姓側の満足するところではなかつたらうと思はれる。そしてさうした百姓達の不満がやがて幕府に對する不信任ともなつたのであらう。

(昭和十一年十一月十六日稿)

國際資本移動の問題

—Carl Iversen; Aspects of the Theory of International Capital Movements, Copenhagen and London, 1935.—

岩 田 仞

貿易理論上國際間に於ける資本移動の問題は從來殆んど顧られなかつた所である。古典學派論者の如きはその貿易理論を建設するに當つて、勞働と共に資本の國際的移動が行はれない事を前提とした。國際交易の現象は物々交換と本質的に何等變りのないものとして考へられ、資金の移動は單に商品の移動に附隨して起る現象としてのみ考察せられたのである。古典學派貿易理論は國際間の物々交換現象の説明としての比較生産費原理——國際價值論からなり、それが貨幣經濟下に於ける適用の爲めには正貨移動論を以て補足したに過ぎない。而して彼等が斯くの如き考察方法をとつた事は、古典學派貿易理論が他面に於て國際貿易より生ずる利益評價並びにその當事國間への分配の様態を示し、貿易政策原理としての意義を有して居た事と重要な關係がある。

併し乍ら十九世紀以後に於ては、國際間の資本移動は急速な發展を遂げ、世界大戰に基く戰債賠償の問題はやがて國際經濟關係に多人の影響を與へた。斯くして論者の注目は國際資本移動の現象に向けられ、それに依つて引起される種々複雑な問題が、未だ且つて見ざる熱心さを以て論議されるに至つたのである。その間にあつてケーンズ、